⑵　随時の競争参加資格の審査　上記⑴に掲げる申請期間を経過した後に申請を行う場合は、下記３に掲げるアドレスにアクセスして申請書類を入手し、下記⑶に掲げるメールアドレスに電子メールにて申請すること。なお、この場合の資格認定日は令和９年５月６日以降とする。

⑶　申請書類の提出先　〒460―0003 名古屋市中区錦２―18―19　三井住友銀行名古屋ビル　中日本高速道路株式会社　契約審査部　発注審査課

メールアドレス

hacchushinsaka@c-nexco.co.jp

問合せ先　TEL　052―222―3469（直）

３　申請の手続及び資格審査方法　申請書類の記載方法、資格審査の方法等の詳細な手続については次に掲げる当社のホームページに掲載する「競争参加資格審査申請書作成の手引き」を参照すること。

https://contract.c-nexco.co.jp/register/

４　資格審査結果の通知　上記３に掲げる当社のホームページに「競争参加資格登録者名簿」を掲載することにより通知に代えるものとし、通知書は発行しない。

５　資格の有効期間　資格認定の日から令和11年３月31日までとする。

６　問合せ等　資格審査に係る問合せ等は、上記２⑶において受付ける。

受付時間　平日９時から12時まで及び13時から17時まで（土日祝日及び年末年始を除く。）

競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度において西日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）の所掌する建設工事及び調査等の業務についての契約を締結する場合の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年10月１日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　芝村　善治

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

１　申請を受付ける工事種別及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事種別は、次のとおりとする。ただし、申請者が経常建設共同企業体である場合においては、競争参加資格の申請を受付ける工事種別は、①に掲げるものに限るものとする。（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。）

①　土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　解体工事）

②　土木補修工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　防水工事　解体工事）

③　舗装工事（舗装工事）

④　ＰＣ橋上部工工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）

⑤　鋼橋上部工工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）

⑥　橋梁補修改築工事（土木一式工事　鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）

⑦　建築工事（建築一式工事　大工工事　左官工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　屋根工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事　内装仕上工事　建具工事　清掃施設工事　解体工事）

⑧　電気工事（電気工事）

⑨　通信工事（電気通信工事）

⑩　管工事（管工事　機械器具設置工事　熱絶縁工事　水道施設工事）

⑪　塗装工事（塗装工事）

⑫　造園工事（造園工事）

⑬　道路付属物工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　機械器具設置工事　解体工事）

⑭　トンネル非常用設備工事（消防施設工事　電気通信工事）

⑮　受配電設備工事（電気工事）

⑯　遠方監視制御設備工事（電気通信工事）

⑰　伝送交換設備工事（電気通信工事）

⑱　交通情報設備工事（電気通信工事）

⑲　無線設備工事（電気通信工事）

⑳　トンネル換気設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）

㉑　機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事　清掃施設工事）

㉒　道路保全土木工事（土木一式工事　舗装工事　造園工事）

㉓　道路保全施設工事（電気工事　電気通信工事）

（調査等）

調査等の業務の業種区分は、次のとおりとする。

①　測量一般

②　航空測量

③　地質・土質調査

④　環境調査

⑤　交通量調査・解析

⑥　道路設計

⑦　橋梁設計

⑧　トンネル設計

⑨　標識設計

⑩　その他土木設計

⑪　建築設計

⑫　電気設備設計

⑬　通信設備設計

⑭　機械設備設計

⑮　造園設計

⑯　土木施工管理

⑰　建築施工管理

⑱　設備施工管理

⑲　造園施工管理

⑳　土木保全点検

㉑　施設保全点検

㉒　権利調査

㉓　土地評価業務

㉔　物件等調査

㉕　事業損失関係調査

㉖　補償関連業務

㉗　電算業務

㉘　図面・調書作成

㉙　記録・資料作成

㉚　品質管理業務

㉛　維持修繕調査

㉜　気象関係調査

㉝　経済調査

㉞　関連公共事業・施設調査

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の競争参加資格の審査

ア．建設工事　原則インターネットにより申請を行うものとする。令和８年11月２日から令和８年12月28日までに次のアドレスにアクセスしてパスワードを申請し、令和８年12月１日から令和９年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

イ．調査等　原則インターネットにより申請を行うものとする。令和８年11月２日から令和８年12月28日までに次のアドレスにアクセスしてパスワードを申請し、令和８年12月１日から令和９年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp/

ウ．インターネット申請に対応していない定期受付（工事・調査等）　オ．に掲げるインターネット申請に対応していない定期受付（工事・調査等）については、３に掲げるアドレスにアクセスして申請書類を入手し、令和８年12月１日から令和９年１月29日（当日消印有効）までに、⑶に掲げる提出場所に書留郵便にて郵送するものとする。

エ．競争参加資格認定日　上記ア、イ及びウの場合において、申請内容に不備がない場合の資格認定日は令和９年４月１日とする。

オ．インターネット申請に対応していない場合とは以下に掲げる場合とする。

①　経常建設共同企業体に係る申請の場合

②　事業協同組合で特例計算を希望する場合

③　協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

④　合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合

⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合